

「新宿区障害者計画・第2期新宿区障害福祉計画」(素案)を作成しました

誰もがいきいきと暮らせる新宿区を目指して 皆さんのご意見をお寄せください

区民・学識経験者・各種団体選出者・福祉関係者で構成する「新宿区障害者施策推進協議会」での検討を基に、「新宿区障害者計画・第2期障害福祉計画」(素案)を作成しました。

今回は、素案の主な内容をお知らせし、パブリック・コメント制度(意見公募)により、皆さんのご意見を伺います。寄せられたご意見を参考に、平成21年2月に計画を策定します。

素案は、障害者福祉課・保健予防課・広聴担当課(本庁舎3階)・区

区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページの障害者福祉課のページでもご覧いただけます。

【問合せ】 障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階) ☎ (5273)4516・2分庁舎3階) ☎ (5273)4066へ。点字版を希望される方は、障害者福祉課へご連絡ください。

区ホームページの障害者福祉課のページでもご覧いただけます。

**素案へのご意見をお寄せください
(パブリック・コメント制度)**



皆さんからいただいたご意見を参考に、今後、計画の策定を進めます。

ご意見には住所・氏名・年齢のほか、在勤・在学の方は勤務先・学校の名称を記入してください。(氏名等の個人情報は公表しません)。

【提出先】 11月7日(金)までに障害者福祉課福祉推進係(〒160・8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎ (5273)4516・FAX (3209)3441へ郵送(必着)・ファックスまたはお持ちください。新宿区ホームページ(3359)2131へ。

でも受け付けます。

障害者計画 (21~29年度)

3つの基本理念

地域社会の実現

▼障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現

平成18年(2006年)12月に第61回国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」では、障害者の権利が十分に保障される社会の実現が、普遍的な価値としてうたわれています。障害があることを理由に不当な扱いを受けたり、社会生活において不利益を受けたり、社会生活において不利益を被ることがあつてはなりません。区は、自己決定が尊重され、地域の中で安心して暮らすことができ、区民一人ひとりが大切にされる地域社会を目指します。

▼バリアフリー社会の実現

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人も障害がない人も地域を構成する一員として共に支えあいます。障害のある人が自ら望む活動に積極的に参加できる社会を実現するためには、すべての人たちが、障害についての理解を深めることができます。区はあらゆる機会を通じて、物理的なバリア(障壁)のない安全な地域社会と、心のバリアがない豊かな地域社会を目指します。

▼必要なときに必要な支援が得られる地域社会の実現

障害のある方が、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、地域の中で生き生きと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、ライフステージに応じた切れ目のない支援を得られることがあります。区は、障害者やその家族の相談に的確に応じることを始め、関係するさまざまな分野にわたる連携を一層強化し、適切な情報や必要なサービスの提供など、総合的な支援を受けられる地域社会の実現を目指します。

3つの基本目標

基本目標1: 安心して地域生活が送れるための支援

基本目標2: ライフステージに応じた成長と自立への支援

基本目標3: 地域社会におけるバリアフリーの促進

3つの基本目標

地域生活支援事業の必要量見込み

○「障害福祉サービス」と「新宿区地域生活支援事業(移動支援・日中ショートステイ等)」を同月に利用する場合は、合算して障害福祉サービスの月額上限額を適用しています。

◎急激な利用者負担の増加を緩和するための経過措置として、20年度末までの期間、区は独自に負担軽減策を実施し、「障害福祉サービス」「補助具費」「新宿区地域生活支援事業」の定率負担10%を3%にしています。また、就労移行支援と地域活動支援センターは、利用料を無料としています。さらに、区立の通所施設での給食費の負担は、原材料費に限る軽減策を実施しています。

◎障害者自立支援法での利用者負担の考え方を基本とした上で、区は独自の負担軽減策を引き続き23年度末まで行います。現行の負担水準を維持して

3つの基本目標

地域社会の実現

障害のある方が、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、地域の中で生き生きと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、ライフステージに応じた切れ目のない支援を得られることがあります。区は、障害者やその家族の相談に的確に応じることを始め、関係するさまざまな分野にわたる連携を一層強化し、適切な情報や必要なサービスの提供など、総合的な支援を受けられる地域社会の実現を目指します。

3つの基本目標

地域生活支援事業の必要量見込み

○「障害福祉サービス」と「新宿区地域生活支援事業(移動支援・日中ショートステイ等)」を同月に利用する場合は、合算して障害福祉サービスの月額上限額を適用しています。

◎急激な利用者負担の増加を緩和するための経過措置として、20年度末までの期間、区は独自に負担軽減策を実施し、「障害福祉サービス」「補助具費」「新宿区地域生活支援事業」の定率負担10%を3%にしています。また、就労移行支援と地域活動支援センターは、利用料を無料としています。さらに、区立の通所施設での給食費の負担は、原材料費に限る軽減策を実施しています。

◎障害者自立支援法での利用者負担の考え方を基本とした上で、区は独自の負担軽減策を引き続き23年度末まで行います。現行の負担水準を維持して

3つの基本目標

地域社会の実現

障害のある方が、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、地域の中で生き生きと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、ライフステージに応じた切れ目のない支援を得られることがあります。区は、障害者やその家族の相談に的確に応じることを始め、関係するさまざまな分野にわたる連携を一層強化し、適切な情報や必要なサービスの提供など、総合的な支援を受けられる地域社会の実現を目指します。

3つの基本目標

地域社会の実現

障害のある方が、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、地域の中で生き生きと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、ライフステージに応じた切れ目のない支援を得られることがあります。区は、障害者やその家族の相談に的確に応じることを始め、関係するさまざまな分野にわたる連携を一層強化し、適切な情報や必要な